

いますけれども、何とかして手法を見出していくという考え方でござい
ます。

非常に抽象的な考えを申し上げて申し上げていけないでございま
すけれども、二・二・一号線について本年度は十分積極的な運動を展
開いたしまして、何とか解決の糸口だけはつかみたいと考えておりま
す。一生懸命やりたいと思いますのでこの程度でひとつご承了承方
お願いしたいと思います。

○十七番(関 米吉君)

四十三年に裁判が起こされまして、結局、仮換地指
定無効確認が係争されておるわけですから、結局この裁判が結
審しなければならぬのかどうか。はたして五十年まで伸ばして確
実にこれができるのかどうか。はつきりしてほとんど見通さないんじや
ないですか。その辺をいさう明確にお答えしていただきたいと思われ
けます。結局裁判待ちというような市の考えなのか。それともし
ればもう度外視してあるんだということは再三いつてあるんだけどつ
もぬい出ていないわけですか。結局落着く所がないわけなんです。
そういう点やはり、そういう形のものの解決の方法がないんじや

ないかというように思われるんですけどこの点についてはどうなんでしょうか。
それとは全然離れて五十年まで伸ばしてくださったら必ずやるという
ことが確認できるかどうかお伺いしたいと思います。

○都市計画課長(浅見裕康君)

お答え申し上げます。

確認できるかどうかという質問でござい申し上げます。はつきり申
し上げまして私も確認できるという自信は実際問題として持ち合わせ
ておりません。裁判とのからみでこの問題を解決しようという考えも私
自体は持っておりません。と申しますのは、やはり裁判と申します
のは仮換地指定の無効確認ということで、具体的にはその中の問題をど
うとらえるか、裁判所がそのいろいろな証拠書類等を合わせてどうい
う結論を出すかということは、予測できないわけで、二・二・一号線を含めま
して、加美平事業全体に対する施行とは若干離れるわけでございます。
そういった意味で先年来、私も裁判とどういふ関係かということをも質
問されたときに、裁判とは別途にやっているつもりですとご答弁申し上げ
てきたわけでございます。ただ実際に要求されるといふが、具
体的にちやうと申し上げますと、縄延びと申しまして、土地には通常

一畝ない。それ以上の縄延びというのがございます。台帳が百坪あれば百十坪かあるいは百十五坪くらいあるというのが土地の性格でございまして、区画整理のいわゆる仮換地の指定をする前の準備作業をいたしまして、縄延びがある方はその旨を書類で出していたかいたというところをPRしたわけでございしますけれども、たまたま当初から反対だったというところで、縄延びの申請をすることは即、区画整理に賛成することになるというように考へ方のもとに出さなかつた方がたくさんいらっしゃいます。その方がその後申告期限が切れた後に実測を以て、登記所の登記地積の訂正を以ておりまして、その結果、縄延びのあつた方は公益上認められてゐる地積なので、これを仮換地の基準地積として仮換地の地積とされたという要望を以ておりまして、その差を何とかして施行者でみてもらつて考へておりまして、そのことが認められたらばその後いろいろな具体的な話し合いに入らうというような考へ方が大勢を占めております。そのほかの方については、換地の方法だとか区画整理の現在のいわゆる土地利用の条件と整理後の土地の条件とというのが逆にマイナスになる。そういったファクターがあるというもので

ついて、いろいろな多数の方がいらっしゃるのです。立場はいろいろありますけれども、基本的に最もむづかしいのは、いまのいわゆる主張を取り入れた場合における縄延びの問題です。これはすでに全体地積から割出した縄延びを各権利者がお持ちになつてゐる土地の坪数にそれぞれ案分して与えてしまったわけです。その縄延びを別に市が取つておけば何とかでもできたわけなんですけれども、それは皆さん方がお持ちになつたときに与えてしまったので、それをまた返してもらつてということは実質的には不可能でございします。そういう技術的な解決の可能性というもの、非常に薄いわけであつて、それでは金銭精算というふうなことも考へておりますけれども、現時点においては多少権利者の方々については裁判というものをやっておりますので、それらの結果待ちというお考へもあるかと思ひますけれども、そういうことで技術的にどういふ形で解決すべきであるかという点についてはいまのところまだ手法がはっきりされておりません。と申しますのは、ちやうどどのような方法でも、従来から賛成されてゐる方の中にも縄延びを申告すればもつと地積がもらへたという方もいらっしゃるわけです。ただそれら

は、いろいろな関係で、中には反対されている方が隣地に土地を持つていたために地境いの立ち会いができなくて繰延びが出せなかつたという事情の方もいろいろあります。それらを、いわゆる区画整理の全体の動きといひまゝで、賛成のためにずっと働いてくれた方々、いわゆる市の施行者側に立っていただいている、ご理解いただいている方々に対する面と、いわゆる現在反対されている方の面との兼ね合い、それらを対比しますと、やはり単純にそれらの問題の解決のための手法として、先ほど私が申しましたような反対者の主張を入れたような解決というのは実質的に全体からみまゝと不公平になるというような形があらわれるということで非常にむづかしいのでございしますが、ただ一応具体的な条件的なものととらえた、それぞれの個人の条件を聞く必要を感じますので、本年どの位かかるかわかりませんけれど、とつと突っ込んだ話を聞くために歩いてみたいというふうに考えております。それからある機会をいただきまゝで、こういった問題があるが、これについてはこのよう解決構想はあるんですけれどもどうでしょうとか、いろいろな角度で検討した結果をまたご報告申し上げて、できま



ーたらご相談をひとつさせていたきたいというふうに考えております。ーたがいまゝで、五十年に期限延長した場合に終るかどうかということについては結論的なご回答はできませんので、非常に申しわけないんですけれども、はつきり五十年に終るというようなことは正直な話申し上げられないということでございます。

よろしくどうぞご承了承りたいたしたいと思います。

○十七番（関米吉君）

とにかく、いろいろと皆さん方がご努力されていることはよくわかるんですが、昨年三月からの経過を振り返ってみまゝでその努力が非常に進展していないように思われるわけなんです。それでいろいろいま事情を述べられまゝたけれども、私どもの立場から聞くと、結局遅れている理由として、その話はほんとうに前々からわれわれも聞いておるわけなんです。その主張の違い、また市としての立場、非常にご苦勞されておるわけなんですけれども、とにかくこの問題については地元の議員の皆さん方、あるいはご賛成いただいた方々、いろいろの立場でもって、何とか早いご解決をいたした望んでおるわけなんです。ーたがいまゝで今後再びこの問題で

債務負担行為の補正というふうな形を取られないようにひとつさら
に努力していただきたいということをお願いして私の質問を終わります。
す。

○二十三番(塩野鉄之助君) 担当課長の苦勞はよくわかります。一カー私
は議会議員としてこの問題についてはひとつ政治的解決でもっていかな
ければならないんじゃないかと考えております。

かつて浅見課長にもどうだろうと第三者として話合いましたわ
けなんです。いまのお話によりますと課長は課長なりにやっていた
だいていようですけれども、当事者間の問題というのは非常にむず
かしいものなんです。そういう中にだけか入って仲介の勞を取ってい
くことが必要じゃないかと考えます。どうか市長としてそれゆれ議
員にも卒直に相談していただきたい、ゆれゆれも住民にいつも議会
で何をしていのかと、いわれているのです。ご承知のように警察に
向っている道路は三メートル位の段差がある。しいていえば蛙の背中
みたいな道路を通っている。そこで事故でも起こったときには市に對
して補償の問題も起こってくるわけです。とにかくあすこは市民

が非常に迷惑しております。担当の課長だけの責任ではありません。
と言って市長だけの責任でもありません。ゆれゆれ議会議員として
も責任を痛感しております。

どうかひとつこういう問題につきまゝて機会を得まして、一日も早く加
美平の区画整理が施行されますよう。もうこの次は債務負担行為
の延長というようなことはゆれゆれもやりたくない、またともにこ
の問題には取り組んでというように思っておりますので、どうかひとつ
そういう面を意見として申し上げておきますので、よろしくお願い
いたします。

○十番(松山清君) 私も一言聞かしていただきます。

やはりいろいろ関係している人から聞きますと、やはりいま裁判やって
いる方が主張していることについてと耳をかす必要があるんじゃない
かと考えるわけです。やはり裁判と実際に施行することは別問題だ
ということを考えている間に、実際に裁判で訴訟をおこしている方たち
とは歩みよれないんじゃないかと思ふわけです。いま課長は原点に
戻って考えるといっているから歩みよれないということをいゆれまうたけれ

ども、むしろ、いま敵に回して相対して裁判をされている方の意見を聞くという立場に立っていただきたいと思うわけです。そういうことでやらない限りいつまでたってもこれは解決がつかない問題だと思ふんです。そういう点でぜひとも市の理事者としてもよく研究されまして、裁判をやらせている方の意見も十分聞いてもらいたいと思うわけです。

○市長（石川常太郎君） まことに再三の延長でございまして、何とも申しわけない次第でございしますが、たいへんにおことばをいただきましてまことにありがとうございます。何とかしてまいりたいと思ひますので、ぜひひとつお願いを申すことになるかと思ひますが、その節はぜひともひとつご協力のほどをお願い申し上げる次第でございします。まことにありがとうございます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号につきましては建設委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

福生市議会

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は

建設委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されまいたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第四十五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十七議案第四十六号昭和四十八年度福生市公共用地会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画調査室主幹生子国利君登壇）

○企画調査室主幹（生子国利君） 福生市公共用地会計予算について、説明申し上げます。

この特別会計は土地開発基金の運用から生ずる収益を整理する目的になっておりまして、ほとんど予算内容としては本年度においても昨年と同様の金額を予算措置しております。



まず歳入につきまゝでは、総則のところ、二十五万円と本予算を定めようとするものでございます。

次の二ページお聞きいただきたいと思ひます。四十七年と同様に繰越金を五万円、預金利子を二十万円見込まゝて二十五万円の歳入合計でございます。

歳出におきまゝでは、総務費としまして総務管理費においては需費、旅費、消耗品等で四万五千円、それから積立金を一、十五万円と歳出に定めており、あとは計数整理の関係で五万五千円の予備費と相なっております。合計、歳入歳出それぞれ二十五万円ということになります。

はなはだ簡単でございますが、原案どおりご可決くださいますようお願い申し上げまして終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十六号については総務委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は総

務委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よつて議案第四十六号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十八議案第四十七号昭和四十八年度福生市水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（水道課長上野重勝君登壇）

○水道課長（上野重勝君） ご指名をいただきまして、たので議案第四十七号昭

和四十八年度福生市水道事業会計予算について提案理由の説明をいたします。

本予算の編成につきましては、ご案内のとおり水道事業の都営一元化問題、あるいはまた第四期拡張事業という二つの要素を背景といたしまして、臨機即応で考えるよう考慮しつつ予算を編成した次第でございます。このため第四期拡張事業におきましては、引き続き第二浄水場の工事を見送るとともに、配水施設につきましては多摩河原地区の配水管工事を主体といたしまして、八千五百万円を計上するとともに経費の節減につとめまして、健全財政化をはかった次第でございます。

次に内容についてご説明を申し上げます。

第一条は省略をいたしまして、第二条の業務の予定量でございますが、一番の給水戸数につきましては、本年度一万四千三百四十一戸を予定しておりまして前年度比較八百七十六戸の増加でございます。二番の年間総給水量をいたしましては四百六十九万八千七十五立方メートルでございます。三十四万八千五百立方メートルの増加を見込ま

れて増加率八%でございます。なお三番の一日平均給水量一万二千八百七十一立方メートルも同様八%の増加を見込んでおります。また四番の主要な建設改良費をいたしまして、第四期拡張事業費に九千二百五十四万三千円を計上いたしております。

次に第三条の収益的収入及び支出でございますが、まず収入におきまして事業収益一億九千七百三十二万三千円でございます。前年と比較をいたしまして三千百九十五万五千円の一・三%の増加を見込んでおりますが、これは多摩河原地区にございます団地の加入金千三百万円を見込まれた増加でございます。なお営業収益として一億八千二百八十八万八千円、この内訳は給水収益、いわゆる水道料金等で一億八千万円、そこから受託工事として八十六万四千円、その他営業費として二百二十四円を計上しております。次に営業外収益をいたしまして、千四百二十三万五千円でございますが、これは受取利息百九十二万五千円、受託工事収入千七百七十五万円、雑収益五十六万円等となっております。次に支出において事業費の総支出は一億九千四百八十八万九千円でございます。前年比較二千九百六十七千円の増加でございます。

増加率一八%でございます。この内訳でございますが、営業費用として一億三千二百三十二万六千円を計上いたしてございます。これは原水及び浄水費千七百十九万一千円、配水及び給水費四千二百五十三万七千円、受託工事費百六十五万八千円、業務費二百二十万九千円、総係費千六百万七千円、減価償却費三千三万四千円、資産減耗費百六十万円等でございます。次に営業外費用でございます。総額五千九百五十六万三千円を計上いたしてございます。これは、支払利息で起債の利息でございます。これは四千七百六十六万三千円、受託工事費といたしまして千七百七十五万円、雑支出十五万円を計上いたしまして、合わせて五千九百五十六万三千円。第三項予備において三百万円を計上いたしてございます。

次に第四条の資本金収入及び支出について説明を申し上げます。まず下の収入、支出から申し上げます。収入におきまして資本金収入七千五百五十万円を見込んでおりますが、これは第一項の企業債において七千万円、第二項の工事負担金において百五十万円は消火栓十栓分の負担金でございます。支出につきましては資本金的

支出として一億一千四百二十五万三千円を計上しますが、この内訳は建設改良費におきまして九千五百三十八万九千円見込んでおります。この金額は先ほども申し上げましたが第四期拡張事業費として九千二百五十万四千三百円、それから営業設備費として二百八十四万六千円で量水器その他を計上してございます。なお第四期拡張事業費の九千二百五十四万三千円の事業費といたしましては、先ほど説明いたしましてあり配水管の埋設費として七千三百万円、取水施設、浄水場の整備費、あるいは消火栓等の整備を行ないまして、それらを合わせますと八千五十万円という数字でございまして、これに事務費が一千二百四万三千円プラスされます。合わせて第四期拡張事業費九千二百五十四万三千円を計上した次第でございます。次に企業債償還金は起債の償還元金でございまして一千六百八十六万四千円を計上いたします。予備費は二百万円を計上いたしてございます。

次に第五条の企業債でございますが、これは本年度第四期拡張事業資金として七千万円の起債を終えるということにございまして、その起債の方法、利率および償還の方法等は例年とあり

でございます。

次に第六条の一時借入金でございますが、これも例年どおり四千万円を一時借入金の限度額として定めたものでございます。

次に第七条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費といっております、職員給与費で六千三十六万七千円、それから交際費で二十万円を規定してございます。

第八条のたな卸資産の購入限度額は七百二十七万円でございます。まして、これは量水器その他諸材料の購入費の限度額でございます。

先ほど第四条資本的収入および支出で説明を一つ落として、たので追加いたします。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額四千二百七十五万三千円につきましては、当年度損益勘定留保資金三千百七十七万四千円、それから建設改良積立金一千九十七万九千円をもって補てんをしようとするものでございます。

なお本予算執行におきます予算ベースにおける当年度の

議四十八

利益剰余金は五百二十三万四千円を予定しております、前年度からの繰越剰余金と合わせますと未処分利益剰余金は一千五百二十五万四千円を計上することになります。なおそのほか、減債積立金で六百三十六万円、あるいは建設改良積立金で五千二十万三千円等もありますので、その予算ベースにおきます剰余金の合計額は七千八百八十一万七千円になるはずでございます。なお負債資本の合計は十億二千六十七万九千円と相なる次第でございます。

以上簡単でございますが提案理由の説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号については厚生委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議四十八

議十六

議二十一

議二十二

議三

わ一定

議二十六

議二十八

議二十九

○議長（末次性男君）

おはかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は厚生委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

「異議なし」と認めます。よって議案第四十七号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第十九議案第四十八号青梅線牛浜駅の本駅昇格並びに福生駅の「緑の窓口」開設に関する意見書を議題といたします。

事務局長として議案の朗読をいたさせます。

（島田議会事務局局長朗読）

省略 別添参照

○議長（末次性男君）

朗読を終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

（十六番 高波 忠君 登壇）

○十六番（高波 忠君）

ご指名がございまして、ご提案理由のご説明を申し上げます。

ます。

ご承知のとおり牛浜駅は国鉄合理化推進によりまして民間会社に委託されました。委託業務の職員は二十年、三十年と国鉄に勤務せられ功成り名遂げた方々でアルバイト的勤務であらうかと利用者の方々の声でございます。将来、助役あるいは駅長にと希望に胸をこめて勤務する国鉄職員とは、その勤務内容におきまして格段の相違があらうかと存じます。サービスの低下もまたその一例でございます。また公団住宅が来春多摩河原地区に完成し、その入居者がバスの乗入れ等によりまして倍增されることが予想されます。そのサービスの向上、あるいは安全対策上、一日も早く本駅に昇格し国鉄職員で管理運営されるべきものであると、より希望するものであります。また緑の窓口は現在拝島駅にございますが、福生駅は青梅線におきまして一番利用度の強い駅でございます。また近接町村の要衝でもあり他の市町村の利用上緑の窓口が一日も早く開設されることを希望するものであります。

どうぞ議員各位におかれましては、これらを勘案いたしまして、こ